

FRP複合容器再検査基準の廃止について（案）

FRP複合容器再検査基準（KHKS016）については前回資料で示したとおり「2検査の準備」を除き規定された内容は省令等へ移行されている。「2検査の準備」には設備の点検、再検査容器の準備が規定されている。当該規定内容は、一般的な事項であり、この部分のみを残して規定化するほどの内容ではない。

一方、附属書において試験設備の点検の一つとして、標準容器の仕様及び標準容器による試験設備の点検を定めている。これらは、他の基準（空気呼吸器用一般継目なし再検査基準等）に規定されており、これら基準を参考とすれば良いものである。

FRP複合容器再検査基準に規定された標準容器は、FRP容器特有のものではなく、空気呼吸器用一般継目なし再検査基準等に規定された標準容器に係る規定を単独の規格として制定する方法も考えられるが、他の基準に規定されている現状では、仮に制定したとしても利用頻度は少ないと思われる。

以上のことから、FRP複合容器再検査基準（附属書含む。）は廃止しても問題ないと考える。